

平成30年度 戦略的基盤技術高度化支援事業（事業概要）

1. 制度の目的

この事業は、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下「ものづくり高度化法」といいます。）に基づくデザイン開発、精密加工、立体造形等の12技術分野の向上につながる研究開発、その試作等の取組を支援することが目的です。

中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

2. 応募対象事業

この事業の応募対象事業は、ものづくり高度化法第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たにもものづくり高度化法第4条の認定（ものづくり高度化法第5条の変更認定を含みます。）を受けた特定研究開発等計画又は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」といいます。）の承認を受けた地域経済牽引事業計画（以下「法認定計画等」といいます。）を基本とした研究開発等の事業になります。

3. 応募対象者

- ものづくり高度化法の認定を受けた中小企業・小規模事業者又は地域未来投資促進法の承認を受けた中小企業・小規模事業者（以下「法認定事業者等」といいます。）を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。
※共同体の構成員（アドバイザーを除く）は、日本国内において事業を営み、本社を置き、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。
- 共同体の構成員には、ものづくり高度化法の認定申請又は地域未来投資促進法の承認申請を行い、認定又は承認を受けた「申請者」と「共同申請者」及び協力者を全て含む必要があります。
- この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。国と総合的な連絡窓口を担い、補助事業の遂行・経費管理における責任を有します。

4. 補助事業期間と補助金額等

- 補助事業期間：2年度又は3年度
- 補助金額（上限額）：平成30年度（平成31年3月31日まで）に行う研究開発に要する費用の合計
補助金額：補助事業あたり 初年度4,500万円以下
補助率：大学・公設試等の補助対象経費：定額（1,500万円以下）
上記以外の補助対象経費：2/3以内

※2年度目以降は、原則として次のとおり減額するものとします。

年度	補助金交付申請額
2年度目	初年度の補助金交付決定額の2/3以内
3年度目	初年度の補助金交付決定額の半額以内

5. 公募期間

平成30年3月16日（金）～平成30年5月22日（火）

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

